

栃木市聖地公園

合葬墓地のご案内

1 合葬墓地の概要

(1)合葬墓地とは

合葬墓地とは、他人と一緒に埋葬するお墓であり、一度納骨すると、遺骨を取り出すことはできません。お墓を引き継ぐ必要はなく、管理手数料はかかりません。

(2)所在地

栃木市聖地公園内（栃木市皆川城内町 450-1）

(3)収蔵方式

さらし製の納骨袋に焼骨を入れ、地下納骨室に共同埋蔵します。



(4)使用者の資格

- ① 栃木市に引き続き1年以上住所を有し、かつ、市の住民基本台帳に記載されている方で、栃木市内に墓所を有しない方
- ② 栃木市に土地、家屋または3親等内の親族を有する方で、栃木市内に墓所を有しない方
※市外の方は、永代使用料が5割増しとなります。

(5)永代使用料

使用申請時に一括にてお支払いいただきます。年間の管理手数料はかかりません。

市内の方（資格①に該当する方）	1 体 100,000 円
市外の方（資格②に該当する方）	1 体 150,000 円

(6)特例規定

現在、市営墓園の区画墓地を使用している方が、市営墓園の区画墓地を返還及び改葬し、合葬墓地へ納骨する場合は、遺骨1体のみ、永代使用料が無料となります。

市営墓園とは、皆川聖地公園、都賀聖地公園墓地、藤岡中根墓地、藤岡太田墓地、西方菅ノ沢墓地、西方東上林墓地を言います。

2 使用申請の方法

(1) 必要書類

区分		書類一覧
共通 【必須】	①	永代使用承認申請書
	②	合葬墓地使用同意書
	③	申請者の住民票（本籍地が記載されている個人のもの）
市外の方 【該当者のみ】	⑤	・ 自己が所有する栃木市の土地又は家屋を証明する書類 （例：土地の納税通知書、土地又は家屋の評価証明等） または ・ 自己と栃木市内に居住する3親等以内の親族との関係が分かる書類 （例：戸籍謄本等）
市営墓園の返還 及び改葬の方 【該当者のみ】	⑥	合葬墓地永代使用料無料申請書（遺骨1体のみ）
	⑦	改葬許可申請書（遺骨1体につき1枚必要）

- ・ 市外の方は、「自己が所有する栃木市の土地又は家屋を証明する書類」又は「自己と栃木市内に居住する3親等以内の親族との関係が分かる書類」のどちらかが必要です。
- ・ 市外の方で、かつ、市営墓園の返還及び改葬の方は、両方の書類が必要です。

(2) 申請場所

必要書類をご用意のうえ、申請者ご本人が窓口で申請してください。

申請受付場所	住所・電話番号	時間
栃木市役所 環境課窓口2階（2B-5）	栃木市万町 9-25 Tel0282-21-2423	平日のみ 8:30～17:00

(3) 永代使用料の支払い

申請からおおむね14日以内に、市から永代使用料の納付書を郵送しますので、市役所・総合支所・取扱い金融機関等で納付期限内にお支払いください。納付期限内にお支払いがない場合は、申請を取り下げたものとみなします。

使用承認後は、永代使用料の還付は行いません。

(4) 墓所永代使用承認証の送付

永代使用料の納付確認後、書類審査を経て、使用承認証を郵送します。お手元に使用承認証が届いたら、埋葬予約をすることができます。なお、納付確認手続きには、数日を要します。

永代使用承認証は、使用权を示す大切な証書です。遺骨を預かる際に必ず必要となりますので、失くさず保管してください。

3 使用承認から埋葬までの流れ

(1) 遺骨受付の予約をする

墓所永代使用承認証がお手元に届きましたら、遺骨受付の予約が可能となります。

事前予約制のため、予約なしの遺骨受付はできません。

予約の取り方	希望日の3日前（土日祝の場合は直前の平日）までに、 栃木市役所環境課（0282-21-2423）へ電話して予約を取る。		
遺骨受付の場所	皆川聖地公園管理事務所で遺骨をお預かりします。 合葬墓地前では、お預かりできません。		
遺骨受付ができない日	年末年始、お盆・お彼岸を除く月曜日		
遺骨受付時間	【午前】	① 9時30分 ② 10時00分 ③ 10時30分 ④ 11時00分	【午後】 ⑤ 13時30分 ⑥ 14時00分 ⑦ 14時30分 ⑧ 15時00分

(2) 遺骨受付当日の持ち物

①	遺骨	骨箱のままご持参ください。 骨壺の蓋に埋葬者名（俗名）を記入してください。
②	墓所永代使用承認証	使用承認後、市役所環境課から送付されます。
③	死体埋火葬許可証又は 改葬許可書	ご自宅等に保管してある場合 → 死体埋火葬許可証 他の墓地に埋葬されている場合 → 改葬許可書

- ・上記の必要書類が揃っていないと、遺骨をお受けすることができません。
- ・墓地に埋葬されている場合は、「改葬許可書」が必要となります。遺骨の受付までに、墓地が所在する自治体にて、改葬許可申請の手続きを行ってください。栃木市内にある墓地から改葬する場合は、栃木市役所で改葬許可手続きを行いますので、市役所環境課へお問合せください。
- ・墓じまいに関するお手続きは、お使いの墓地の墓地管理者へお問合せください。

(3) 遺骨受付当日の流れ

予約時間になりましたら、聖地公園管理事務所にお越しください。必要書類が揃っていることを確認し、焼骨をお預かりします。受付の所要時間は5分程度です。

遺骨受付の際に、ご祈祷や祭事を行うことはできません。

お預かりした遺骨は、受付後数か月以内を目安に、合葬墓地へ納骨します。

(4) 納骨後

納骨後、埋葬者氏名と納骨日を記載した墓所永代使用承認証を送付します。

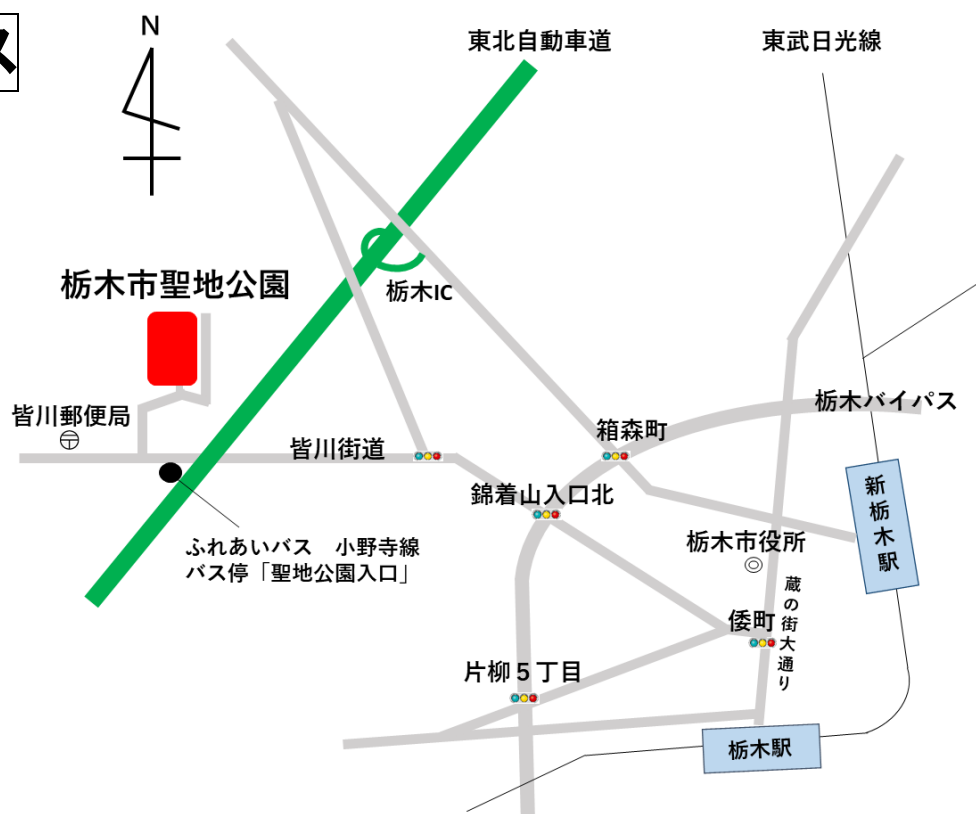
墓所永代使用承認証の郵送後3か月を目安に、墓誌に埋葬者銘板（希望者のみ）を掲示します。

埋葬者銘板には、氏名（俗名）のみの記載となります。

4 注意事項

- ・合葬墓地は、納骨後、遺骨を返還することができません。必ず親族間で話し合いのうえ、ご申請ください。
- ・生前の申請はできません。
- ・永代使用承認後、3か月以内に遺骨を納骨しない時は、使用権が取り消されます。また、永代使用料の還付も行いません。
- ・使用権を引き継ぐ（承継）ことはできません。
- ・市で遺骨の供養は行いません。
- ・遺骨の納骨は、栃木市が行います。使用者が自ら納骨したり、合葬墓地の納骨室に立ち入ることはできません。
- ・参拝は、正面の献花台で行ってください。生花と線香以外のものはお供えできません。
- ・土葬を改葬する場合は、お骨上げ後に手続きを行ってください。

5 アクセス



【**栃木市聖地公園**】 栃木市皆川城内町 450-1 TEL0282-21-2007

●東北自動車道栃木 IC から 車で 10 分

●栃木駅（JR・東武）から ふれあいバス小野寺線「聖地公園入口」下車 徒歩 10 分

【申し込み・納骨予約・問合せ先】

栃木市役所 環境課 環境保全係
〒328-8686 栃木市万町9-25
TEL 0282-21-2423 平日 8:30~17:00